

令和 6 年度
予算編成方針

令和 5 年 10 月

豊見城市

令和6年度予算編成方針

令和5年10月30日
豊見城市長 徳元 次人

1 国の動向

内閣府の発表した「月例経済報告（令和5年9月）」では、経済の基調判断を「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、日本銀行が発表した「全国企業短期経済観測調査（令和5年9月）」では、大企業の業況判断は、製造業・非製造業ともに改善とし、先行きについては、製造業は改善、非製造業は悪化を予測している。

政府は「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（令和5年7月25日閣議）」のなかで、令和6年度予算においては、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速など、重要政策課題に対応するため、「重要政策推進枠」を設けることとし、その選択肢をせばめることのないよう、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する予算編成を行うとしている。

地方財政の動向については、総務省の「令和6年度の地方財政の課題」（令和5年8月31日）において、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、デジタル変革（DX）やグリーン化（GX）の推進、防災・減災、国土強靱化等の重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税の概算要求の考え方として、「新経済・財政再生計画」・「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

2 沖縄県の動向

県内の経済情勢は、沖縄県の発表した「沖縄県経済動向（令和5年9月）」によると、入域観光客数は9期連続で前年同期を上回っており、国内客は、コロナ禍前の令和元年同期を上回り、外国客は、航空路線の拡充等により4期連続で皆増となっている。雇用情勢は、有効求人倍率が前期を上回った。個人消費については、百貨店・スーパーの販売額は、既存店、全店舗ともに前年同期を上回っており、建設関連についても、住宅着工は戸数、床面積ともに前年同期を上回った。これらのことから総合的に、「景気は、回復の動きが強まっている。」としている。

また、日本銀行那覇支店の発表した「県内企業短期経済観測調査（令和5年9月）」では、業況判断を「前回（6月調査）に続き6期連続で大幅に改善している」としている。台風6号によるマイナス要因はあったものの、観光需要や個人消費、建設投資の増加などを背景に幅広い業種で改善が続いていると分析している。

内閣府の「令和6年度沖縄振興予算概算要求」では、昨年度予算を上回る概算要求額となったものの、昨年に引き続き3,000億円を下回る額となった。沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）及び沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）はいずれも前年度を上回る概算要求となっている。

平成27年度以降、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の縮小傾向が本市の事業の計画的な進捗に支障を来しているため、今後もこれら交付金を含む沖縄振興予算の動向について注視していく必要がある。

国及び県の動向や施策については、本市の予算編成に大きく影響をもたらすことから、今後も十分注視する必要がある。

3 本市の現状

本市の令和4年度普通会計決算においては、自主財源の柱となる市税のうち固定資産税については、令和3年度に事業開始となった大型商業施設の評価額確定による課税収入や新型コロナウイルス感染症の減免対応分が通常課税に戻ったことから、前年度比4.8億円の増加となり、市税総額が約76億3,860万円に達した。市税、地方交付税及び地方消費税交付金等の一般財源は増加したものの、障害福祉サービス等給付費・障害児通所給付費や生活保護費などの増加、臨時財政対策債の減額などの要因により、経常収支比率は対前年度比4.2ポイントの悪化となる87.6%となった。

基金残高は、財政調整基金が27.1億円となり、令和3年度末より12億円の増となっている。市債残高は、平成15年度以降、臨時財政対策債、公営住宅建設事業債、学校教育施設整備事業債及び新庁舎・消防庁舎建設事業債の影響により増加傾向のなかで、令和4年度決算においては、0.9億円減少し約295.5億円規模となった。健全化判断比率の4指標は、いずれも早期健全化基準を下回り、実質公債費比率及び将来負担比率は共に改善したが、将来負担比率は県内11市の中で最も高い比率にあることを注視しなければならない。

本市は令和4年9月、豊見城村（当時）が平成11年に発出していた村独自の「財政非常事態宣言」を解除したところであるが、令和5年10月に策定された「豊見城市財政見通し（令和5年度ローリング版）」における令和6年度財政見通しでは、歳入では、人口増加等に伴う市税の増加が見込まれているものの、歳出では出生率の高さを背景とする子育て関連施策や社会保障関係費の自然増に加え、実施計画に基づく饒波川線整備事業、伊良波中学校長寿命化事業及び長嶺城跡総合公園整備事業の実施等、今後も旺盛な行政需要が見込まれている。また、毎年度の予算編成においては基金繰入により財源不足を補っていることなどを勘案すると、本市の財政状況は中長期的に見ても依然として厳しい状況に変わりはない。安定した行政サービスを継続していくためには、各種事業の取捨選択を行う等、事業を厳選する必要があることを全職員が認識しなければならない。

この限られた行財政資源の中において、複雑・多様化する行財政需要へ対応するためには、本市の「第5次行政改革アクションプラン」で示した「財政マネジメントへの強化」を継続するとともに、今後の財政規律の一層の強化に努め、これまで以上に財政健全化に取り組む必要がある。

4 令和6年度予算編成に向けた基本的考え方

(1) 総合計画に掲げた将来像の実現

～ ウェルカム Welcomeな思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく ～

令和6年度予算編成は、「第5次豊見城市総合計画」の実現に向け、真に必要とされる施策・事業の着実な推進と、喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するとともに、中長期的な視点に立ち次世代につながる施策を計画的に推進することが必要である。

なお、第5次豊見城市総合計画各施策に掲げる目標指標の達成状況についての効果検証及び進捗管理を目的とする「施策評価」において、目標指標が未達成、または、課題が顕在化した施策については、その解決に向け効果的な事業展開が図れるよう事業内容の見直しを求めることとする。

(2) 実施計画における施策の推進

令和6年度に実施すべき諸事業は、「第5次豊見城市総合計画」に掲げた将来像の実現を目指した以下の5つの政策分野を効果的に実施するための「令和6年度実施計画」を基本とし、事業の必要性、緊急性、優先度合い等を総合的に勘案し予算編成を行うこととする。

- ・子どもが活きる夢と希望にみちたまち
- ・健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち
- ・活気ある豊かなまち
- ・環境に優しい住みよいまち
- ・安全安心な協働のまち

(3) 豊見城市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の推進

「第5次豊見城市総合計画」と一体的に策定した「第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口70,000人を中長期的に上回ることを目指す目標人口を念頭に、施策の成果と効果を十分に検証するとともに、地方創生の実現に向けた新たな施策を展開していく必要がある。

また、「第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策の推進は、本市の特性及び時代の潮流を踏まえ、中長期的な視点で取り組むこととし、以下の3つの政策展開の基軸に基づき、施策の必要性、緊急性、優先度合い等を総合的に勘案し予算編成を行うこととする。

- ・子どもを産み育てやすいまち とみぐすく
- ・誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく
- ・地の利を活かして持続的に発展するまち とみぐすく

(4) 持続可能な財政構造の確立

少子高齢化、子育て関連、学校教育施設整備及び社会基盤整備等への対応により、引き続き財政需要が増加することが予想されているが、こうした財政需要への増加に対応していくためには、本市の厳しい財政状況を改めて認識し、これまで以上に自主財源の確保へ積極的に取り組む必要がある。また、「豊見城市財政見通し（令和5年度ローリング版）」における令和6年度財政見通しを踏まえ、歳出全般の抑制を行うとともに、限られた財源の中で、効率的・効果的な予算の配分により各施策・事業の調整を図り、持続可能な財政構造の確立への取り組みを進める必要がある。

なお、予算は、「歳入に見合った歳出」が基本となることから、安易に財政調整基金等の基金繰入に依存することのないよう、原則として現状歳入の範囲内で予算編成を行うこととする。

予算要求にあたっては、効果的かつ効率的な事業実施の手法を検討するとともに、その算定についても事業費や事業量の増減の要因を十分検証し、過大・過小に見積もることのないよう、適正な要求に努めること。また、年度途中における補正予算を見込んだ予算要求にならないよう留意し、予算編成に臨むものとする。

各部局においては、所管に係る施策・重点項目・事業推進の方針等、予算編成の基本的考え方を整理するとともに、事業の優先順位を踏まえつつ、予算の見積要求にあたっての具体的方策を明らかにすること。

このような基本的な考え方を踏まえ、次の事項に留意の上、編成を行うこととする。

記

(1) 徹底したコスト削減

- ① 厳しい財政状況の中で、市民の理解と信頼を得るために、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、徹底したコスト削減を図ること。
- ② 将来にわたって収支の均衡を保つよう財政の健全化に配慮し、経費の徹底した節減合理化と事務事業の見直しを図り、なお一層のコスト削減の意識をもって事業費を見積もること。
- ③ 職員配置（会計年度任用職員等含む）についても、簡素で効率的な体制に向けて、徹底した見直しを行うこと。

(2) 積極的な財源確保

- ① 市税については、今後の経済状況や税制度の動向に留意し、税負担の公平を期するため課税客体の的確な把握と滞納額・不納欠損等の縮減に努め、徴収率の向上を図ること。
- ② 国民健康保険税、各種使用料等の収納率の向上対策を図ること。
- ③ 使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努め、他の市民との公平性を欠くことのないよう、サービスに見合った負担となるよう見直しを図ること。
なお、必要に応じて、早急な条例改正等も視野に入れた対応をすること。
- ④ 国基準や県内市町村に比べて受益者負担の低いものについては、早急に適正な料金に見直すこと。
- ⑤ 土地利用の見直しや企業誘致活動等を引き続き推進し、将来の財源確保に向けた取り組みに努めること。

(3) 補助事業への対応

- ① 中長期的視点に立った施策の展開が必要であり、事業の必要性、緊急性、効果等を十分勘案し、「令和6年度実施計画」に基づき見積もること。
- ② 制度上の基準や徴収すべき個人負担等が定められている場合、この基準を超過して市独自に上乗せしているものは、漫然と継続するのではなく、昨今の状況下で真に必要性があるか十分に検証したうえで見積もること。

- ③ 国・県において、制度の廃止や縮小が行われた場合は、原則として本市においても同様とし、安易に単独事業として継続させないこと。
- ④ 市単独で実施している事業において、補助事業への振替が可能なメニューを積極的に導入し、財源確保に努めること。（※地方創生、デジタル、グリーン、国土強靱化、地域活性化、子供・子育て等に関する補助事業に該当しないか確認の上、予算要求を行うこと。）

(4) 補助金等の見直し

- ① 本市は徹底した歳出削減を図るなど、事務・事業全般の見直しに努めてきたところである。補助金の交付を受ける各種団体等についても、本市同様、一層の自助努力を求めるものとし、市が単独で行う各種補助金については、予算概算見積要領のとおり見積もり、不適切な執行等がないよう留意すること。
- ② 原則として新たな補助金は認めないが、やむを得ず新設の必要がある場合は、ビルド&スクラップで対応すること。
- ③ 公共的団体への業務委託や運営費補助等については、当該団体の組織、職員定数や業務の執行について徹底した合理化・効率化を求め、コスト削減等を図り経営の改善に努めるよう求めること。

(5) 行政改革の推進

これまで、第5次行政改革アクションプランを策定し、「改革を実感できる行政システムの構築」を最終目標として取り組んできたところである。デジタル技術や民間活力の導入を図り、市民サービスの利便性の向上、地域経済の活性化及び財政負担の軽減に取り組むこと。また、効率的な行財政運営に向けて積極的に取り組み、予算計上に当たっては、行政改革推進審議会からの答申内容を確認すること。

(6) 特別会計等の健全化

特別会計等については、それぞれの設置目的等を再確認のうえ、「独立採算の原則」を十分認識し、財源不足額を安易に一般会計からの繰出金に依存することのないよう健全経営の観点からICTやAI等のデジタル化を検討し事業の合理化・効率化に努めるほか、受益者負担の適正化を図り、公平な費用負担化に努めること。

また一般会計に準じて予算編成を行い、歳出経費の削減に努めること。

(7) 事業の見直し

- ① 事業については、事業評価を基に事業内容を精査し、市民ニーズや時代に即した内容に見直し・改善を行うこと。また、可能な限り令和6年度予算に反映すること。
- ② すべての事業は、次の項目により総点検を行い必要に応じて見直しを図ること。
 - ア 市民は必要としているか。
 - イ 行政が行わなければならないものか。
 - ウ 国、県、市、民間のいずれが担うべきか。
 - エ 民間に任せることはできないか。
 - オ 事業を導入、継続した場合、どの程度の効率性を上げることができるか。
 - カ 厳しい財政状況の中で実施すべきものか。
 - キ PPP/PFIの活用やICTやAI等のデジタル化の推進ができないか。

(8) 国の地方財政措置等への対応

国の予算及び地方財政計画等が未確定であるため、令和6年度予算編成は現行制度を前提に編成することとなるが、予算見積りにあたっては、国・県の動向に細心の注意を払い、方針が明らかにされているものは可能な限り当初予算に反映させること。

特に、国・県の新たな制度や事業、補助制度廃止等で一般財源が新たに必要になる場合は、当初予算に反映できるよう情報収集に努め対応すること。

(9) 沖縄振興特別推進交付金（一括交付金ソフト）・沖縄振興特定事業推進費について

沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的發展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等については、一括交付金（ソフト）を積極的に活用すること。また、国及び県の要綱等に基づき、沖縄振興並びに本市振興に資するとの認識のもと、総合的な観点から的確かつ効果的な事業の立案を図ること。

一括交付金（ソフト）は、平成27年度以降予算規模の縮小が続いていることから、各部課においては、既存事業についても安易に継続することなく見直しを行い、計画的に事業進捗を図ること。

また、沖縄の直面する課題に対して一括交付金（ソフト）を補完し、迅速、柔軟に対応するための市町村等（市町村と密接に連携する民間事業者を含む）が実施する事業に要する経費の一部を補助する沖縄振興特定事業推進費の活用も検討すること。